

「グループホーム フルハウス」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

認知症対応型共同生活介護（津市指定 第 2472500137 号）

当事業所（以下「ホーム」という。）はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

* 当ホームへの入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援2」と認定され、かつ認知症の状態である方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 はまゆう会
法人所在地	三重県津市香良洲町1990番
電話番号	059-292-4888
代表者氏名	理事長 長谷川 信
設立年月	平成11年6月9日

2. ご利用施設

施設の種類	認知症対応型共同生活介護
施設の名称	グループホーム フルハウス
施設の所在地	三重県津市香良洲町1991-1
電話番号	059-292-8545
管理者氏名	加納 安子
開設年月	平成15年4月1日
入所定員	9名

ホームの目的

要介護状態の認知症のある被保険者（以下、「利用者」という。）について、介護サービスに基づき、家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

ホームの運営方針

認知症になり要介護状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで本人らしい生活をしていくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

3. 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	9室	ベッド・洗面付き
食堂	1室	
居間	1室	
台所	1室	対面式
浴室	1室	一般浴
脱衣室	1室	
洗濯室	1室	
スタッフルーム	1室	

4. 職員の配置状況

当ホームでは、利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉* 職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1 管理者・介護計画作成担当者	1名	
2 介護支援専門員	1名	
3 介護職員	6名	2名

〈主な職員の勤務体制〉* 職員の勤務については指定基準を遵守しています。

勤務体制	配置人員
日中 日勤 8:30~17:30	} 3~4名
早出 7:00~16:00	
遅出 10:00~20:00	
夜間 夜勤 20:00~7:00	1名

5. 職員の職務内容

(1) 管理者

従業員の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 計画担当責任者

利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成・運用・管理します。

(3) 介護職員

利用者の心身状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、

排泄、食事その他日常生活の介護、相談、援助業務等を行います。

(4) 看護職員

利用者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、かかりつけ医への連絡等の業務を行います。

6. 当ホームが提供するサービスと利用料金

当ホームでは、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当ホームが提供するサービスについて、

- | |
|---|
| ①利用料金が介護保険から給付される場合
②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食事

- ・ 栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の持存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。
- ・ 食事時間は制限致しませんが、おおよその目安は、
朝食：7：30～ 昼食：12：00 夕食：18：00～ です。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭をケアプランに基づいておこないます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の心身等の回復を図る生活リハビリを中心に機能訓練活動を行います。

⑤ 生活サービス

- ・ 日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）を、利用者の能力に応じて 援助します。

⑥ その他自立への支援

- ・ 持ってみえる力が最大限発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

《サービス料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（介護保険給付額）の1割をお支払いいただきます。

【認知症対応型共同生活介護費】

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2 8,010 円	要介護 1 8,050 円	要介護 2 8,430 円	要介護 3 8,680 円	要介護 4 8,860 円	要介護 5 9,040 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,209 円	7,245 円	7,587 円	7,812 円	7,974 円	8,136 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	801 円	805 円	843 円	868 円	886 円	904 円

* 入居後 30 日間は 1 日 300 円のサービス利用料金が加算されます。

(自己負担額 1 日あたり 30 円)

【短期利用共同生活介護費】

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2 8,310 円	要介護 1 8,350 円	要介護 2 8,730 円	要介護 3 8,990 円	要介護 4 9,160 円	要介護 5 9,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,479 円	7,515 円	7,857 円	8,091 円	8,244 円	8,406 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	831 円	835 円	873 円	899 円	916 円	934 円

☆サービス提供体制強化加算として 1 日あたり 120 円の利用料金が上記【認知症対応型共同生活介護費】【短期利用共同生活介護費】に加算されます。

(自己負担額 1 日あたり 12 円)

☆介護職員処遇改善交付金加算

上記までにより算定した単位数は、1 単位 10 円で計算していますが、介護職員処遇改善交付金加算により算定した単位数の 1000 分の 39 に相当する単位数が加算されます。

※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして届け出た場合

☆地域区分ごとの上乘せ割合

上記までにより算定した単位数は、1 単位 10 円で計算していますが、地域区分の適用により 1.4% が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〔基本料金〕

	日額	月額
① 管理費 (住居費含む)		45,000 円
② 水道光熱費		9,000 円
③ 食材費	1,400 円	42,000 円
④ 日用品・教養娯楽費	300 円	9,000 円

*③、④の月額は1ヵ月30日として計算しています。

[基本料金以外必要と思われる費用]

- ・貴重品預り金（月額1,500円）
- ・理美容、おむつ、特別な行事・飲食・クリーニング代、又入退所時の荷物搬送代等、日常生活において利用者に必要な費用は、実費負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(ア) 窓口で現金支払

(イ) 下記指定口座への振込み

百五銀行香良洲支店 普通預金157241

(ウ) 金融機関口座からの自動引き落とし

利用した翌月の27日に引き落としされます。）

7. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	ふじおかクリニック
所在地	三重県津市雲出本郷町荒木1918
診療科	内科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	社団法人 津歯科医師会
所在地	三重県津市栄町2丁目365

8. 入院に係る取り扱い

入居サービスを受けている場合において利用者が病院または診療所に入院した場合はサービスを一旦中止した翌日から介護サービス費（介護保険1割負担分）は、算定されません。但し管理費等、居室に係る料金については入院中も費用がかかります。

9. ホームを退所していただく場合（契約終了について）

(1) 当ホームとの契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当ホームとの契約は終了し、ご契約

者に退所していただくこととなります。(契約書第 15 条参照)

- ① 認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援 1 と判断された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ ホームの滅失や重大な毀損により、利用者に対しサービスが不可能になった場合
- ④ 当ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行なった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(2) 利用者から退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 16 条、第 17 条)

により退所して頂く場合、契約の有効期間であっても退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、ホームを退所することができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 利用者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合 |
|---|

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 18 条参照) 以下の事項に該当する場合には、当ホームから退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不正行為を行なうことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して1か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

10. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当ホームにおける苦情の受付

当ホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 加納安子
- 受付時間 随時
- また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津市役所 健康福祉部	所在地 三重県津市西丸之内23番1号 TEL: 059-229-3149 FAX: 059-229-3334 受付 介護保険課
香良洲総合支所	所在地 三重県津市香良洲町1878 TEL: 059-292-4302 FAX: 059-292-2364 受付 市民福祉課
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地 三重県津市栄町3丁目143-1 笠間第2ビル3階 TEL: 059-222-4165 FAX: 059-222-4166 受付 介護保険課 苦情処理係
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目131 重県社会福祉会館3階 TEL: 059-224-8111 FAX: 059-213-1222 受付 苦情相談室

11. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備えるとともに、常に関係機関と連絡を

密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業員等の訓練を行います。

12. 事故発生、緊急時の対応

状態急変や事故等について、「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院が必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送致します。また同時にご家族様へもご連絡し、正確な情報提供に務めます。また市町村、関係機関への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びそのご家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 虐待防止のための取り組み

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びそのご家族様からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

事業者はサービス提供中に当該事業所従業員または養護者（ご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

15. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用契約の内容としています。

16. 衛生管理

利用者の使用する施設、設備、器具及び飲料水については衛生的管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

17. 運営推進会議

事業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受ける為、運営推進会議を設置しています。

- ・構成：利用者、利用者ご家族様、民生委員、町会役員、
地域包括支援センター職員、市町職員、社協職員等
- ・開催：隔月で開催
- ・会議録：内容・評価・要望・助言等について記録作成

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

社会福祉法人 はまゆう会
グループホーム フルハウス

説明者： 職名

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました

利用者： 住所

氏名 印

代理人： 住所
利用者との関係
() 氏名 印